



第42回 全国デイ・ケア研究大会 2020~2021in 倉敷

『やる気とつながり』

～地域共生社会での通所ケアの役割～

開 催 趣 意 書
(募 集 要 項)

主 催：一般社団法人 全国デイ・ケア協会
主 管：岡山県通所リハビリテーション協議会
会 期：2021年9月3日（金）～ 2021年9月4日（土）
会 場：倉敷市芸文館
大 会 長：福嶋 啓祐（全国デイ・ケア協会 理事）
名誉大会長：青木 佳之（岡山県通所リハビリテーション協議会 会長）

第42回 全国デイ・ケア研究大会 2020~2021in 倉敷

目 次

趣意書	P1
開催概要	P2
組 織	P4
収支予算内訳	P5
協賛金寄付募集要項	P6
医療機器・福祉機器・医薬品展示開催要項	P7
プログラム・抄録集HPバナーの広告掲載募集要項	P8
申込方法	P9
一般社団法人全国デイ・ケア協会定款	P10
一般社団法人全国デイ・ケア協会役員名簿	P16
岡山県通所リハビリテーション協議会 会則	P17
岡山県通所リハビリテーション協議会 役員名簿	P21

趣意書

「第42回全国デイ・ケア研究大会 2020～2021 in 倉敷」を2021年9月3日～9月4日に岡山県が誇る倉敷美観地区に隣接する倉敷芸文館にて開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、開催を延期させていただきましたことにご理解を賜り、心よりお礼申し上げます。さて、現在も感染は収束しておらず、予断を許さない状況であります。しかしながら、新たな時代の地域包括ケアシステムを構築するにあたり、利用者様が安全に地域の人々とつながることが出来る体制整備が必須です。

前回に引き続きテーマを「やる気とつながり」～地域共生社会での通所ケアの役割～としました。

皆様と共に「やる気」を持って議論を交わし、新たな時代のデイ・ケアの役割について共に考える機会になれば幸いです。新型コロナウイルス感染症については、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、開催日までに時間的猶予があります。十分な感染予防対策措置をとり、開催したいと思っております。

多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

2021年4月

第42回 全国デイ・ケア研究大会 2020～2021 in 倉敷

大会長 福嶋啓祐

開催概要

大会名	第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021in 倉敷
大会テーマ	『やる気とつながり』 ～地域共生社会での通所ケアの役割～
会期	2021年9月3日（金）～4日（土）
会場	倉敷市芸文館 〒710-0046 岡山県倉敷市中央1丁目18-1 TEL：086-434-0400 WEB： https://arsk.jp/geibun/
主催	一般社団法人 全国デイ・ケア協会
主管	岡山県通所リハビリテーション協議会
大会長	福嶋 啓祐（全国デイ・ケア協会 理事／医療法人福嶋医院 理事長）
名誉大会長	青木 佳之（岡山県通所リハビリテーション協議会 会長）
責任者	山脇 康正（医療法人おまち整形外科医院 理事長） 〒703-8204 岡山県岡山市中区雄町281-6 TEL：086-278-3300 FAX：086-278-3301
参加予定人数	約800名
開催方式	ハイブリッド方式（現地会場にお越しいただく来場型とWEB配信に参加のオンライン型を併用します）
大会WEB	https://42daycare-kurashiki.com
参加対象者	医療関係者、福祉関係者、企業関係者等
大会実行委員会組織	岡山県通所リハビリテーション協議会
実行委員長	山脇 康正（医療法人おまち整形外科医院 理事長）
副実行委員長	佐藤 涼介（医療法人佐藤医院 理事長）
大会事務局	医療法人 福嶋医院 介護老人保健施設いるかの家リハビリテーションセンター 所在地：〒714-0101 岡山県浅口市寄島町16089-16 TEL：0865-54-2001 FAX：0865-54-2701 E-mail：42daycare@iruka.or.jp 担当者：清水、米谷
協会事務局	一般社団法人全国デイ・ケア協会 所在地：〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町14番地 千代田寿ビル3階304号室 TEL：03-5207-2710 FAX：03-5207-2711 E-mail：info@day-care.jp WEB： http://www.day-care.jp

開催計画の概要【学術プログラム（予定）】

1) 名誉大会長講演

青木 佳之（医療法人青木内科小児科医院 理事長）

2) 大会長講演

福嶋 啓祐（医療法人福嶋医院 理事長）

3) 教育講演

池田 学（大阪大学大学院 医学系研究科 精神医学教室 教授）

4) 特別講演 I

江澤 和彦（公益社団法人日本医師会 常任理事）

5) 特別講演 II

斉藤 正身（一般社団法人全国デイ・ケア協会 名誉会長）

（一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会 会長）

6) モーニングセミナー

佐藤 涼介（岡山県通所リハビリテーション協議会副会長）

氏平 徹（岡山市医師会理事）

松岡 宏明（岡山市保健所長）

福嶋 裕美子（株式会社ドルフィンエイド・代表取締役）

林 徹（倉敷市保健福祉局 健康長寿課 課長）

7) 会長講演

近藤 国嗣（一般社団法人全国デイ・ケア協会 会長）

8) 特別講演 III

新田 惇一（厚生労働省 老健局老人保健課介護保険データ分析室長）

9) ランチョンセミナー I・II

※国内の新型コロナウイルス感染状況によっては変更する場合があります

山本 道代（あいの里クリニック・歯科 院長）

田邊 鍊太郎（厚生労働省 国際課課長補佐）

10) 市民公開講座

鉄永 倫子（岡山大学病院整形外科 助教）

1 1) 介護報酬改定特別企画① 講演

佐々木 海人（一般社団法人全国デイ・ケア協会 事務局）

1 2) 介護報酬改定特別企画② グループワーク

研修認定委員会（一般社団法人全国デイ・ケア協会）

1 3) 口述発表、ポスター発表

1 4) 懇親会 ※国内の新型コロナウイルス感染状況によっては中止する場合があります

会場：倉敷国際ホテル

1 5) その他

書籍販売、医療機器・福祉用具等の企業展示

組 織

大 会 長	福嶋 啓祐	(一般社団法人全国デイ・ケア協会 理事)
名 誉 大 会 長	青木 佳之	(岡山県通所リハビリテーション協議会 会長)
実 行 委 員 長	山脇 康正	(岡山県通所リハビリテーション協議会 副会長)
副 実 行 委 員 長	佐藤 涼介	(岡山県通所リハビリテーション協議会 副会長)
事 務 局 長	早川 真一	(医療法人福嶋医院 法人本部)
学 術 局 長	初岡 寛幸	(内田整形外科医院リハビリテーションセンター)
運 営 局 長	宮澤 秀行	(医療法人青木内科小児科医院)
広 報 局 長	仁科 康彦	(医療法人おまち整形外科医院)
感 染 対 策 局 長	畠中 雄矢	(医療法人おまち整形外科医院)
実 行 委 員	上田 文子	(オリーブガーデン デイサービスセンター)
	松下 幸泰	(医療法人高志会 柴田病院)
	平井 忍	(医療法人佐藤医院)
	圓山 典洋	(医療法人佐藤医院)
	清水 律男	(医療法人福嶋医院 いるかの家リハビリテーションセンター)
	米谷 信哉	(医療法人福嶋医院 いるかの家リハビリテーションセンター)
	仲松 晃	(医療法人福嶋医院 いるかの家リハビリテーションセンター)
	最相 伸彦	(社会医療法人全仁会 倉敷老健)
	大榮 勇貴	(社会医療法人全仁会 倉敷老健)
	大西由希子	(医療法人社団良友会 藤崎苑)
	田中 量子	(公益財団法人林精神医学研究所 岡山ひだまりの里病院)
	梅本 一星	(医療法人草加草仁会 草加病院)
	浅野 恵	(公益財団法人操風会 岡山リハビリテーション病院)
	金木 洋輔	(内田整形外科医院リハビリテーションセンター)
	重平 宏典	(医療法人青木内科小児科医院)
	杉本 純一	(医療法人青木内科小児科医院)
	延原 宏栄	(医療法人青木内科小児科医院)
	吉永 裕美	(特定医療法人竜操整形外科病院)
	川口 直樹	(特定医療法人竜操整形外科病院)

第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021in 倉敷 収支予算 内訳

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
参加料	9,930,000	
抄録集 販売	15,000	
広告掲載費	2,013,000	
展示出展費	2,000,000	
寄付	50,000	
補助金	2,000,000	全国デイ・ケア協会
その他	1,100,000	招待枠
合 計	17,108,000	

2. 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
会場費・付帯設備費	1,200,000	
招待・接遇関係費	590,000	
飲食関係費	2,206,000	
手数料	10,000	
事務局費	726,000	
印刷費	2,527,617	
通信費	181,126	
発送作業費	20,328	
ホームページ関連費	418,000	
機材・備品費	3,725,467	
会場装飾費	423,500	
展示会場運営費	750,200	
ポスター会場	562,650	
人件費	2,234,870	
大原美術館入場券	300,000	
広報出張費	300,000	
受付システム費	100,000	
予備費	832,242	
合 計	17,108,000	

第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷
協賛金寄付募集要項

1. 大会名称：第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷
2. 大会主題：『やる気とつながり』～地域共生社会での通所ケアの役割～
3. 主催団体：一般社団法人 全国デイ・ケア協会
4. 主管団体：岡山県通所リハビリテーション協議会
5. 開催期日：2021年9月3日（金）～4日（土）
6. 開催場所：倉敷市芸文館
（〒710-0046 岡山県倉敷市中央1丁目18-1）
TEL 086-434-0400 WEB <https://arsk.jp/geibun/>
7. 参加予定人数：約800名
8. 使途：第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷の運営に対する助成のため
9. 申込締切：2021年9月2日（木）
10. 申込方法：申込書フォームに必要事項をご入力の上、お申込みをお願い致します。
後日担当者より、ご連絡致します。別紙参照 (P.9)
11. 振込期限：申込み後、請求書をお送り致します。
12. 振込先：請求書に記載。恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。

第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷
医療機器・福祉機器・医薬品展示開催要項

1. 会 期：2021年9月3日（金）～4日（土）
2. 展 示 会 場：倉敷市芸文館
〒710-0046 岡山県倉敷市中央1丁目18-1
TEL 086-434-0400 WEB <https://arsk.jp/geibun/>
3. 搬 入：2021年9月3日（金）09:00～12:00（予定）
4. 展 示：2021年9月3日（金）13:00～17:00（予定）
2021年9月4日（土）09:00～15:00（予定）
5. 搬 出：2021年9月4日（土）15:00～17:00（予定）
その他の詳細は出展マニュアル参照もしくは大会事務局にお問い合わせ下さい。
6. 展 示 費 用：100,000円/1区画
7. 募 集 数：20区画
8. 申 込 締 切：2021年6月30日（水）
9. 申 込 方 法：申込書フォームに必要事項をご入力の上、お申込みをお願い致します。
後日担当者より、ご連絡致します。別紙参照 (P.9)
10. 振 込 期 限：申込み後、請求書をお送り致します。
11. 振 込 先：請求書に記載。恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。
12. 備 考：出展位置に関して、出展種類や小間数等を考慮し、運営事務局と協議の上、小間割します。

第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷 プログラム・抄録集・HPバナーの広告掲載募集要項

1. 第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷 プログラム・抄録集 (A4版)

- ・ 予定作成部数：1,200部
- ・ 配布対象：参加者及び会員施設
- ・ 発行予定日：2021年8月（会期2021年9月3日～4日）
- ・ 規格／掲載料：A4版・縦長

	サイズ・掲載位置	料金（消費税込）
①	表紙の裏（カラー）	110,000円
②	裏表紙の裏（カラー）	88,000円
③	A4サイズ（モノクロ）	55,000円
④	A4サイズ 1/2（モノクロ）	33,000円
⑤	A4サイズ 1/3（モノクロ）	22,000円
⑥	ホームページバナー（320x200ピクセル）	11,000円

▽ ①・②は、ともに募集1社

▽ ③～⑤の場合、掲載場所に関しては主催者一任とさせていただきます。

2. 入稿データについて

①抄録集広告原稿

◆ 広告版下は、デジタルデータ・清刷での入稿といたします。

※ イラストレーターでご入稿いただく場合は、アウトライン済みのデータをお願いいたします。併せて確認用のPDFもご準備ください。

※ ワード、エクセル、パワーポイント等での作成の場合は、PDFデータに変換の上、ご入稿ください。

◆ 出稿料金には、広告データのデザイン構成等の制作費は含まれておりません。

編集を要する原稿での入稿は、編集依頼内容により実費相当額をご請求申し上げる場合がございます。予めご了承ください。

3. 申込締切：2021年6月30日（水）

4. 申込方法：申込書フォームに必要事項をご入力の上、お申込みをお願い致します。

後日担当者より、ご連絡致します。別紙参照 (P.9)

5. 振込期限：申込み後、請求書をお送り致します。

6. 振込先：請求書に記載。恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。

第42回全国デイ・ケア研究大会 2020~2021 in 倉敷

協賛金寄附／福祉機器・医療機器・医薬品展示／プログラム・抄録集・HPバナーの広告掲載

申 込 方 法

1. お申込みについて

原則WEB上の申込フォームより、お申込みをお願い致します。フォームからの申し込みが困難な方につきましては、FAXにて対応致しますので大会事務局までお気軽にお問合せ下さい。

2. お申し込みフォーム

以下の方法により、フォームへアクセスをお願い致します。

①大会ホームページからアクセス

大会ホームページの協賛ページにフォームへのリンクがございます。

②QRコードからアクセス

以下のQRコードを読み取り下さい。



③URLより直接アクセス

<https://www.event-form.jp/event/9464/RRdQ>

3. 申込期限について

協賛金寄附募集 2021年9月 2日（木）まで

福祉機器・医療機器・医薬品展示開催 2021年6月30日（水）まで

プログラム・抄録集・HPバナーの広告掲載募集 2021年6月30日（水）まで

お問合せ先：【大会事務局】

医療法人 福嶋医院 介護老人保健施設いるかの家リハビリテーションセンター
〒714-0101 岡山県浅口市寄島町 16089-16

TEL：0865-54-2001 FAX：0865-54-2701

E-mail：42daycare@iruka.or.jp WEB：https://42daycare-kurashiki.com

担当：清水、米谷

一般社団法人全国デイ・ケア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国デイ・ケア協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、全国の通所系サービス提供施設（通所リハビリテーション、通所介護等）の協力により、デイ・ケアの健全な発展とその使命遂行とを図り、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) デイ・ケアの管理運営の適正化及びサービスの質確保向上に関する調査 研究

(2) デイ・ケアの経営に関する調査研究

(3) デイ・ケア関係者に対する研修事業の実施

(4) デイ・ケア大会の開催

(5) 機関紙その他デイ・ケアに関する刊行物の発行

(6) 関係機関及び関係団体との連絡協議

(7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 東京都千代田区神田紺屋町14番地 千代田寿ビル3階304号室に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び個人会員・賛助会員

(社員及び賛助会員の資格)

第6条 当法人は、社員及び個人会員・賛助会員をもって構成する。なお社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

② 社員（正会員）は、当法人の目的及び趣旨に賛同した全国の通所系サービス提供施設（通所リハビリテーション、通所介護等）を運営する法人等の代表者または代表

者より委任を受けた関係者。

③ 個人会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人とする。

④ 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入社した団体とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員又は個人会員・賛助会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員及び個人会員・賛助会員は、社員総会で定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

② 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員及び個人会員・賛助会員の氏名及び住所を記載した「社員・個人会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・個人会員・賛助会員名簿」中「社員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

② 当法人の社員及び個人会員・賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・個人会員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は社員又は個人会員・賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員又は個人会員・賛助会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員又は個人会員・賛助会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 死亡又は解散

3. 総社員の同意

4. 除名

② 社員又は個人会員・賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任または解任

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(開催地)

第14条 社員総会は、理事会で指定されていた場所で開催するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、10人以上25人以下とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。但し総社員の議決権の過半数をもって社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第22条 当法人の監事の員数は、2人とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第24条 当法人に会長1人、副会長若干名、常務理事若干名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

② 会長は、法人法上の代表理事とする。

③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

⑤ 常務理事は会長の指示を受けて業務を分担する。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、報酬、賞与等は支払わないものとする。

第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長または会長が指名する副会長もしくは理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第35条 当法人に名誉会長をおくことができる。

- ② 名誉会長は多年にわたり会長の職にあつて当法人の発展に顕著な功労のある者に対し社員総会の承認を経て推載する。
- ③ 名誉会長は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第36条 当法人に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は、当法人に功労あつた者又は学識経験者の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- ③ 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第38条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第39条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第40条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第41条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 附則

(設立時社員)

第43条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。

齊藤 正身、青木 佳之、池端 幸彦、石川 智信、井上 崇、岡田 温、
川上 千之、児玉 博行、多良 淳二、土井 勝幸、日野 頌三、平川 晃、
富家 隆樹、本間 達也、柳原 博之、山上 久、颯原 健、明円 薫、
若月 健一、長谷川 幹

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 齊藤 正身、青木 佳之、池端 幸彦、石川 智信、井上 崇、
岡田 温、川上 千之、児玉 博行、多良 淳二、土井 勝幸、
日野 頌三、平川 晃、富家 隆樹、本間 達也、柳原 博之、山上 久

設立時監事 穎原 健、明円 薫

設立時顧問 若月 健一、長谷川 幹

設立時代表理事 齊藤 正身

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 全国デイ・ケア協会を設立するため、設立時社員齊藤正身, 井上崇の定款作成代理人である司法書士 今井 明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

(定款変更)

1. 平成30年3月7日 平成29年度臨時社員総会

- ・第1章 第3条
- ・第3章 第15条
- ・第5章 第30条

2. 令和2年5月8日 令和2年度定時社員総会

- ・第1章 第3条
- ・第2章 第6条
- ・第2章 第7条
- ・第2章 第8条
- ・第2章 第9条
- ・第2章 第10条

3. 令和3年3月19日 令和2年度臨時社員総会

- ・第2章 第19条
- ・第6章 第34条
- ・第6章 第35条

一般社団法人 全国デイ・ケア協会 役員名簿

名誉会長	斉藤 正身	霞ヶ関南病院
顧問	浜村 明德	小倉リハビリテーション病院
顧問	長谷川 幹	三軒茶屋リハビリテーションクリニック
会長	近藤 国嗣	東京湾岸リハビリテーション病院
副会長	石川 智信	いしかわ内科
副会長	土井 勝幸	介護老人保健施設 せんだんの丘
理事	江澤 和彦	介護老人保健施設 ペあれんと
理事	岡野 英樹	霞ヶ関在宅リハビリテーションセンター
理事	澤潟 昌樹	在宅総合ケアセンター元浅草
理事	多良 淳二	介護老人保健施設イマジン
理事	野尻 晋一	介護老人保健施設 清雅苑
理事	橋本 茂樹	札幌溪仁会リハビリテーション病院
理事	平井 政規	介護老人保健施設 鴻池荘
理事	福嶋 啓祐	福嶋医院
理事	富家 隆樹	富家病院
理事	松浦 大輔	脳神経センター大田記念病院
理事	三根 浩一郎	全国老人保健施設協会
理事	森山 雅志	小倉リハビリテーション病院
監事	岡田 温	善常会リハビリテーション病院
監事	金森 毅繁	筑波記念病院

岡山県通所リハビリテーション協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は岡山県通所リハビリテーション協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長所属施設におく。

(目 的)

第3条 本会は岡山県下の指定通所リハビリテーション事業所、重度認知症患者デイ・ケア、指定通所介護事業所(以下「通所リハ等」とする。)及び担当職員の相互の交流を促進するとともに、通所リハ等実施、施設の健全な向上発展、並びに担当職員の資質の向上を図り、高齢社会における高齢者及び障害者に対しての医療・福祉及び生活の質的向上と発展を寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 通所リハ等の管理運営の適正化及びサービスの質の確保向上に関する調査研究及び指導
- (2) 通所リハ等の経営に関する調査研究
- (3) 通所リハ等施設関係者に対する研修事業の実施
- (4) 通所リハ等研究会の開催
- (5) 機関紙その他通所リハ等に関する刊行物の発行
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した通所リハ等実施施設の代表者

(2) 準会員

イ、 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の通所リハ等実施施設の職員

ロ、 通所リハ等開設予定の施設代表及びその職員

(3) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会 費)

第6条 本会の会費は別途役員会において決定した額とし、入会金及び年会費からなる。

(入会及び退会)

第7条 入会及び退会するものは、その旨を会長に届け出、役員会で決定する。

(2) 本会の入会を希望するものは、所定の申込書に記入の上、会費を添えて申し込むものとする
(抛出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費、その他の抛出金品は、返還しない。

(表彰)

第9条 本会は、本会に功労があった者に対し、別に定めるところにより、理事会の決議を経て表彰することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
- (3) 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員選出)

第12条 理事及び監事は総会にて選出する。

(2) 会長、副会長は理事の互選により選出する。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- (4) 監事は、会務の運営及び財産の状況について監査する。

(顧問役)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 総会、理事会

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事会にて決議し、会長が召集する。

- (2) 総会は、正会員を持って構成し、通常総会は毎年2回開催する。

(3) 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要要綱を議決する。

(議会の決議事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があった時に開催し、次の事項を協議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他の必要事項

(議決)

第18条 総会は会員の過半数の出席によって成立し、議事は出席した正会員の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数のときは、会長の決するところによる。

- (2) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができ、出席の数とみなす。
- (3) 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した理事の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (4) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができ、出席の数とみなす。
- (5) 会則の変更及び基本財産の処分決議については、正会員の過半数出席した総会において、過半数の同意をもって議決する。
- (6) 委任状は出席の数とみなす。

(総会の決議の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第20条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第6章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第23条 各年度総会において、前年度の事業報告及び収支決算の承認を受けなければならない。

第7章 その他

(会則外規定事項)

第24条 本会の運営上必要な事項で、本会則に定めるものの他、必要な事項については、理事会において別に定める

附則 本会則は、平成8年4月1日より施行する。

本会則は、平成8年6月8日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成9年4月26日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成14年3月10日より一部改訂にて施行する。

本会則は、平成31年4月1日より一部改訂にて施行する。

本会則は、令和2年11月29日より一部改訂にて施行する。

以上

岡山県通所リハビリテーション協議会役員名簿

会 長	青木 佳之	青木内科小児科医院
副会長	佐藤 涼介	佐藤 医 院
副会長	山脇 康正	おまち整形外科医院
理 事	柴田 高志	柴 田 病 院
理 事	中島 唯夫	山陽病院/藤崎苑
理 事	大根 祐子	平成病院/倉敷老健
理 事	江澤 和彦	和 光 園
理 事	藤田 文博	岡山ひだまりの里病院
理 事	十河 みどり	岡山リハビリテーション病院
理 事	福嶋 啓祐	いるかの家リハビリテーションセンター
監 事	上田 明子	オリーブガーデンデイサービスセンター
監 事	作本 修一	さくもとクリニック
顧 問	福岡 英明	いぬい 医 院